

# 鈴鹿市生成 AI 教育利活用ガイドライン(教職員)

本ガイドラインは、教職員の働き方改革および教育の質の向上を目的に、生成 AI を安全・効果的に活用するための押さえておくべきポイント等を示したものです。

## I 校務における活用

教職員の校務負担を軽減し、子どもたちと向き合う時間を確保するために校務における生成 AI の積極的な活用を推奨します。

なお、鈴鹿市で導入している「Gemini」および「NotebookLM」は、入力した情報が生成 AI の学習に利用されない設定(オプトアウト)となっており、セキュリティがある程度確保されています。一方、その他の生成 AI サービスを利用する場合には、最新の利用規約を確認・遵守することや、生成 AI に入力する情報について、特に注意を払うようにしてください。

### ○ 校務での活用が推奨される場面(例)

#### (1) 教材研究及び授業準備(あくまでも「たたき台」として)

- ・授業の導入で使える教材案・指導案の提案や問いのアイデア出し
- ・特定のテーマに関する説明文や練習問題の原案作成
- ・ロールプレイングやディベートのシナリオの作成案

#### (2) 校務の効率化(重要な情報の入力や著作権の侵害に気をつけること)

- ・保護者向けのお知らせ文、学校行事の挨拶文などの原案作成
- ・アンケート結果(個人情報を除く)の分析・考察の素案作成
- ・会議の議事整理や要約
- ・外国語でのメール作成支援

#### (3) 自己研修(AI と会話を重ねることで自分の思考を整理)

- ・新しい指導法に関する情報収集
- ・専門分野の知識のアップデート

### ○ 具体的な使い方と注意点

#### (1) プロンプト(指示・質問)の工夫

◎ 良い例:「小学5年生に『光合成』の仕組みを、植物がご飯を食べる様子に例えて、800文字で説明してください。」

▲ 悪い例:「光合成について」

※具体的な対象者、役割、条件を指定することで、より適切な回答が得られます。

## (2) ファクトチェックの徹底 (もっともらしい嘘に気を付けた活用を行うこと)

生成 AI の回答には誤りが含まれる可能性があります。特に歴史的な事実、科学的なデータ、法的な解釈などは、必ず信頼できる情報源 (教科書、書籍、公的機関のウェブサイトなど) で再確認してください。また、プログラムを生成する場合は予期せぬ動作を引き起こすおそれがあるため、生成されたプログラムの中身が理解できる場合のみ利用してください。

## (3) 個人情報を守る工夫

ア 情報の匿名化・仮名化 (個人を伏せる)

名前、住所、出席番号等の直接的な個人情報は入力せず、「生徒 A」や「〇〇中学校」といった記号や仮称に置き換え、特定の個人を識別できない状態にします。

イ 非識別化 (情報の組合せを防ぐ)

名前を伏せても、部活動や家族構成などの断片的な情報を組み合わせると個人が絞り込まれる恐れがあります。背景事情は必要最小限の情報に留めます。

ウ 情報の一般化 (本質を抽象化する)

具体的な経緯をそのまま入力せず、「対人トラブルの個別の仲裁方法」のように事象を抽象化して入力します。安全性を確保しつつ、より汎用性の高い回答を得られます。

## 2 児童生徒の学習場面における活用

児童生徒が生成 AI を「答えを出す道具」ではなく「思考を深めるパートナー」として使えるよう指導します。

### ○児童生徒に指導すること

#### (1) 「生成 AI は間違えることがある」と知る (事実確認の重要性)

<指導のポイント>

生成 AI は「もっともらしい文章を作るのが得意な道具」であり、検索エンジンとは仕組みが異なります。事実ではないことや、平気でもっともらしい嘘 (ハルシネーション) をつくことがあると伝えます。

<伝え方の例>

「生成 AI はとっても物知りですが、時々『知ったかぶり』をして、もっともらしい嘘をつくことがあります。生成 AI が言ったことを全部うのみにせず、最後は図鑑や本で本当かどうかを自分で確かめることが大切です。」

#### (2) 「個人情報」を絶対に入力しない (プライバシーの保護)

<指導のポイント>

一度生成 AI に入力した情報は、自分の手元を離れてインターネットの先へと送られます。悪用されたり、予期せぬトラブルに巻き込まれたりするリスクを伝えます。

<伝え方の例>

「生成 AI に入力した情報は、ネットを通じてあなたの手の届かない場所へ保存されます。一度送った名前や秘密は、消すことができません。自分や友達を守るために、鍵をかける意識を持ちましょう。」

### **(3) 「丸投げ」は自分の力を弱くする (主体性の確保)**

<指導のポイント>

読書感想文や算数の問題を生成 AI に解かせて、そのまま提出することは「学び」にならないことを伝えます。

<伝え方の例>

「生成 AI に答えを全部出させるのは、練習せずに他人に試合に出てもらうのと同じです。それでは自分の力になりません。生成 AI は『答えをくれる機械』ではなく『一緒に考えるパートナー』です。」

### **(4) 「著作権」への意識 (表現の尊重)**

<指導のポイント>

生成 AI が他人の作品を基にしている可能性と、自分の作品として偽ることを不適切さを理解させ、出典 (生成 AI 使用) の明記を習慣化させます。

<伝え方の例>

「生成 AI の作ったものをそのまま『自分の作品』にするのは、他人の努力を横取りするようなことです。誰かの権利を傷つけないように、生成 AI の手を借りた時は『どこに生成 AI を使ったか』を正直に書きましょう。」

### **(5) 「問いかける力 (プロンプト)」が大事 (対話のスキル)**

<指導のポイント>

良い答えをもらうには、具体的で丁寧な指示が必要であることを伝えます。

<伝え方の例>

「生成 AI はあなたがどうしたいかを具体的に伝えないと、良いアイデアはくれません。どのようにして頼めばいいか、一緒に練習してみましょう。」

### **(6) 不適切な使用はしない (犯罪・権利侵害の禁止)**

<指導のポイント>

差別、誹謗中傷、ディープフェイク (偽の動画・音声) の作成が、他人の人生を狂わせ、自分自身の信用も完全に失わせる卑劣な行為であることを理解させます。

<伝え方の例>

「特定の誰かをバカにしたり、本人のふりをして嘘の動画を流したりするのは、取り返しのつかない人権侵害です。最新の技術を『人をだます道具』として使うことは、人間としての信頼をゼロにします。技術を使いこなす人として、常に誠実でありましょう。」

# 生成 AI の利活用に関するチェックリスト

## 教職員が校務で利活用する際のチェック項目

- 教育委員会の方針（鈴鹿市生成 AI 利活用基準、教育情報セキュリティ基本方針、教育情報セキュリティ実施手順及びその他の規定）に基づき利用しているか
- 私物端末ではなく、教職員用 Chromebook、FAT 端末及び行政用端末を利用しているか
- 私的に契約した生成 AI サービスを利用していないか
- 生成 AI サービスの提供者が定める最新の利用規約を確認・遵守しているか
- ハルシネーションやバイアス等の生成 AI の特徴を理解した上で、出力結果の適切性を判断できる範囲内で利活用し、出力された内容を採用するかどうかを自身で判断しているか
- プロンプトに重要性分類Ⅱ以上の情報を直接入力していないか

（参考：重要性分類Ⅱ以上の情報資産の例）

	情報資産の例
重要性分類Ⅰ	指導要録原本、教職員の人事記録、健康に関する情報（要配慮個人情報を含むもの）、指導に関する情報（犯罪の経歴等）、健康診断表
重要性分類Ⅱ	進路情報、学籍情報、児童生徒名簿、職員住所録、職員緊急連絡網、通知表、定期考査・テスト等の採点結果

- プロンプトに個人情報（名前、住所、顔写真など）を入力していないか
- 著作権の侵害につながるような使い方をしていないか

## 児童生徒が学習場面で利活用する際のチェック項目

- 教育活動の目的を達成する観点で効果的であることを確認しているか
- 児童生徒の発達段階や情報活用能力の育成状況に十分留意しているか
- 生成 AI の性質やメリット・デメリット、情報の真偽を確かめることや、自らの判断や考えの重要性に関する学習を実施しているか
- プロンプトに氏名や写真等の個人情報を入力しないよう十分な指導を行っているか
- 著作権の侵害につながるような使い方をしないよう十分に指導しているか
- 生成 AI サービスの提供者が定める最新の利用規約を確認・遵守しているか  
（年齢制限や保護者の同意の必要性、生成物のライセンスの所在など）
- 生成 AI の利活用に当たり、保護者から問い合わせがあった場合に、理解を十分に得られるように努めているか

\*\*\*\*\*

鈴鹿市教育委員会事務局教育指導課／教育政策課／教育支援課

令和8年3月 策定

※ 本市における生成 AI の適切な教育利活用を迅速に推進するため、本ガイドラインは  
沖縄県嘉手納町の先進的な取組をモデルとし、同教育委員会の承認を得て、その内  
容を広く引用・参照している。